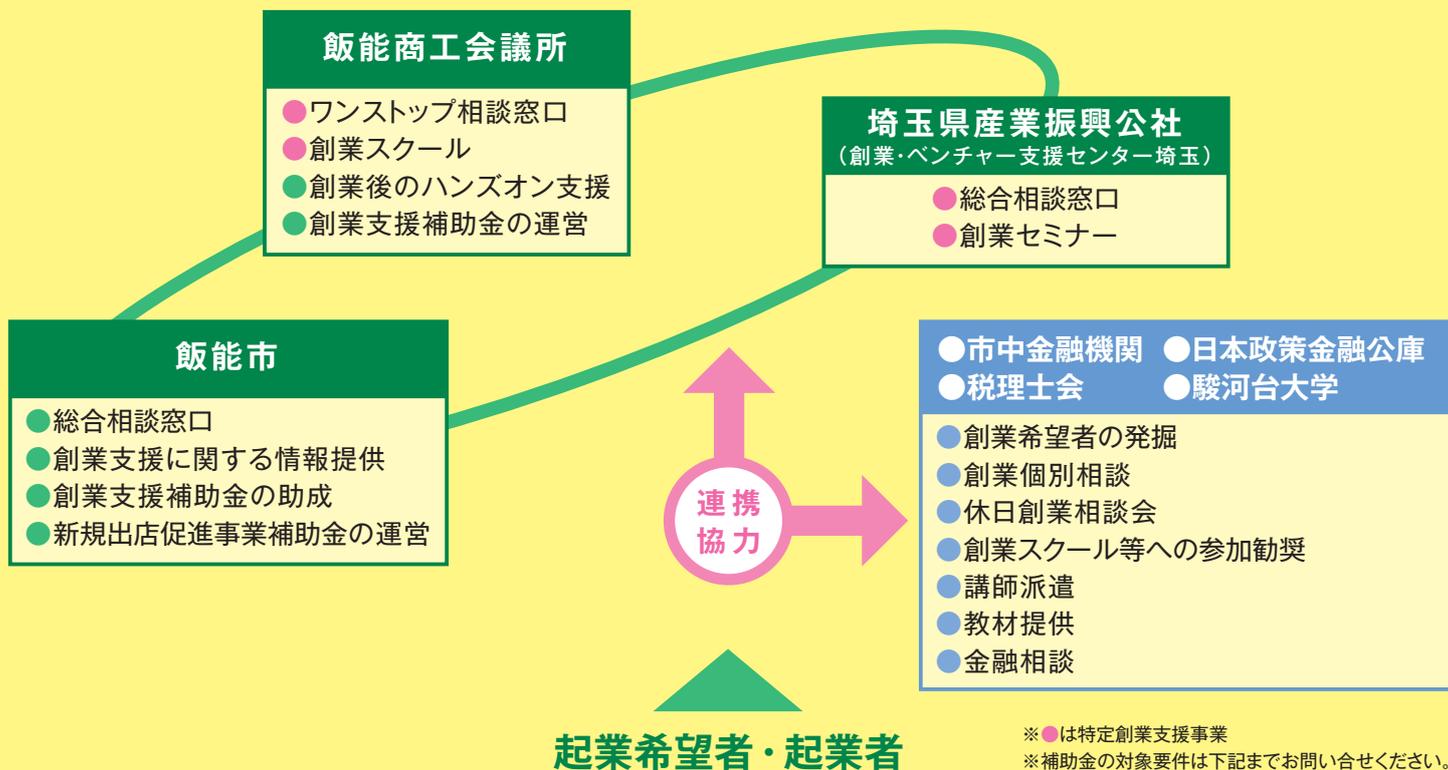
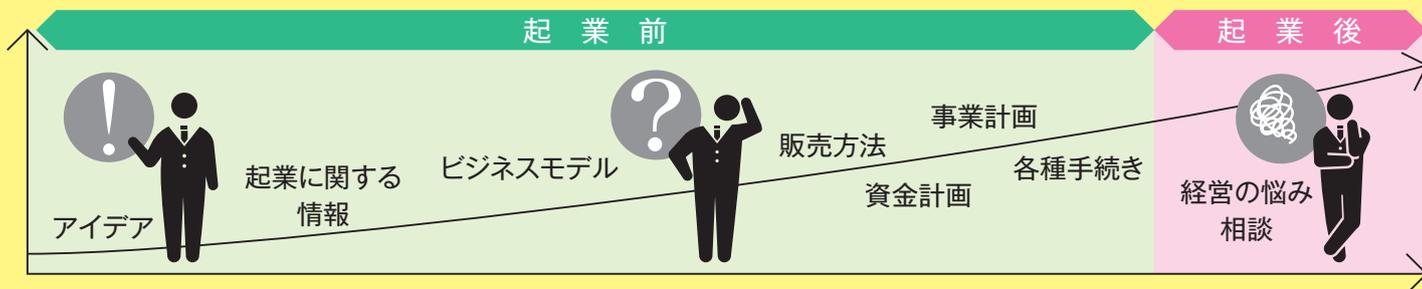


「はんのう起業プラットフォーム」は、このまちで起業を成功させたい！ そんなあなたのための総合的なサポート体制の名称です。

1. 関係諸団体の連携により、あなたのためのサポートチームを形成します。



2. 切れ目のないサポートにより、あなたを起業まで導きます。



特定創業支援事業と優遇制度

特定創業支援事業とは、経営・財務・人材育成・販路開拓の知識が身に付く、継続的な支援事業です。特定創業支援事業による支援を受けて創業し、飯能市から証明された場合、右記の優遇制度を受けられます。

- 市内に会社を設立する際、登記に関わる登録免許税が軽減されます。
- 創業関連保証の特例(無担保・第三者保証人なしの保証枠の拡大など)が受けられます。
- 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件を充足したものととして、同制度を利用できます。
- 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用できます

お問合せ・お申し込み

飯能商工会議所・中小企業相談所

〒357-0032 埼玉県飯能市本町1-7
TEL.042-974-3111 FAX.042-972-7871

飯能市産業振興課

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1-1
TEL.042-986-5083 FAX.042-974-6737